

健水発0707第1号
平成23年7月7日

各都道府県水道行政主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局水道課長

水道施設整備事業の評価の実施について

今般、平成16年7月12日付健発第0712003号（平成21年4月21日健発第0421001号一部改正）健康局長通知の「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「実施要領」という。）の一部が平成23年7月7日に改正されたことに伴い、平成16年7月12日付健水発第0712002号（平成21年4月21日健水発第0421001号一部改正）当職通知の「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「実施細目」という。）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年7月7日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内水道事業者及び水道用水供給事業者への周知方よろしく願います。

なお、今回の実施要領及び実施細目の一部改正は、上記局長通知等に基づく評価が数多く実施され、評価制度が確実に定着し、その評価事例が蓄積されてきたこと、また総務省において毎年度実施する政策評価の点検の結果（客観性担保評価活動）や「公共事業の需要予測等に関する調査に基づく勧告（平成20年8月8日）」、行政刷新会議「事業仕分け」における評価など、事業評価制度に対して様々な意見が出されていることなどを踏まえて行ったものである。